# 電磁的方法による書面の交付及び 電磁的方法による交付に対する同意書

株式会社トラストファイナンス(以下、「当社」といいます。)は、当社が運営するソーシャルレンディングサイト「Trust Lending(トラストレンディング)」(以下、「本サイト」といいます。)において、お客様と当社との間で締結される商法第535条に規定される匿名組合契約(以下、「本契約」といいます。)について、以下の事項を書面によらず電磁的方法により交付いたします。

#### 第1 電磁的方法による書面の交付

イ)契約締結前の電磁的交付

当社は、お客様との間で本契約を締結するにあたって、あらかじめ、下記の事項を書面によらず電磁的方法により交付致します。

- (1) 当社の商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 当社が金融商品取引業者である旨及びその登録番号
- (3) 本契約の概要
- (4) 手数料、報酬その他の本契約に関してお客様が支払うべき対価に関する事項
- (5) 本契約に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
- (6) (5) の損失の額がお客様が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回るおそれがあるときは、その旨
- (7) 本契約に関して、お客様のご判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣 府令で定める下記事項
  - ① 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
  - ② お客様が預託すべき保証金等がある場合は、その額又は計算方法
  - ③ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、次の事項
    - (a) 当該指標
    - (b) 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - ④ ③の損失の額が保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損が生ずるおそれ)がある場合は、以下の事項
    - (a) ③の指標のうち、元本超過額が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの
    - (b) (a)の変動により元本超過額が生ずるおそれがある理由
  - ⑤ お客様が行う金融商品取引行為について、当社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合は、以下の事項
    - (a) 当該者
    - (b) (a) の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及び その理由
  - ⑥ ⑤の損失の額が保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損が生ずるおそれ)が ある場合は、以下の事項

- (a) ⑤の者のち、元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの
- (b) (a) の業務又は財産の状況の変化により元本超過損が生ずるおそれがある 旨及びその理由
- ⑦ 本契約に関する租税の概要
- ⑧ 本契約の終了の事由がある場合は、その内容
- ⑨ 本契約の書面による契約解除 (クーリングオフ) の適用の有無
- 書面による契約解除(クーリングオフ)が適用される場合は、以下の事項
  - (a) 契約締結時に交付される書面を受領してから10日間、書面により本契約 の解除を行うことができること
  - (b) 契約の解除は、解除を行う旨の書面を発したときに効力が生じること
  - (c) 解除された場合、当社は、本契約に関して対価の前払いを受けているとき は、お客様に返還しなければならないこと
  - (d) 解除された場合、当社は、解除までの期間に相当する手数料、報酬等、顧客が支払うべき対価を超えて損害賠償・違約金の支払いを請求することができないこと
- ⑪ 当社の概要
- ① 当社が行う金融商品取引業(登録金融機関の場合は、登録金融機関業務)の内容及び方法の概要
- ③ お客様が当社に連絡する方法
- ④ 当社が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資 者保護団体の有無(加入し、又は対象事業者となっている場合は、その名称)
- (8) 出資対象事業持分取引契約に関する次の事項
  - ① 名称
  - 2 形態
  - ③ 契約の締結の申込みに関する事項
  - ④ 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項
  - ⑤ 契約期間がある場合は、その契約期間
  - ⑥ 解約に関する次の事項
    - (a) 解約の可否
    - (b) 解約により行われる出資対象事業持分に係る財産の分配に係る金銭の額の 計算方法、支払方法及び支払い予定日
    - (c) 解約に係る手数料
  - ⑦ 譲渡に制限がある場合、その旨及び当該制限の内容
  - ⑧ 損害賠償の予定(違約金を含む)に関する定めがあるときは、その内容
  - ⑨ お客様の権利及び責任の範囲に関する、次の事項
    - (a) 出資対象事業に係る財産に対するお客様の監視権の有無及びお客様が当該 監視権を有する場合は、その内容
    - (b) 出資対象事業に係る財産の所有関係
    - (c) お客様の第三者に対する責任の範囲
    - (d) 出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合のお客様の損失分担に関

#### する事項

- (e) 出資対象事業持分の内容
- ① 出資対象事業の運営に関する次の事項
  - (a) 内容及び運営の方針
  - (b) 組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続きその他の出 資対象事業の運営体制に関する事項
  - (c) 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容
  - (d) 出資対象事業持分の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業 務の内容
  - (e) 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の 方針
  - (f) 事業年度、計算期間その他これに類する期間
  - (g) 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項
  - (h) 分別管理の方法
  - (i) 分別管理の実施状況及び営業者が当該実施状況の確認を行った方法
- ① 出資対象事業の経理の関する次の事項
  - (a) 貸借対照表
  - (b) 損益計算書
  - (c) 出資対象事業持分の総額
  - (d) 発行済みの出資対象事業持分の総数
  - (e) 配当等に関する次の事項
    - i. 配当等の総額
  - ii. 配当等の支払方法
  - iii. 出資対象事業に係る財産の分配が、契約期間の末日以前に行われる場合は、 当該分配に係る金銭の支払方法
  - iv. 配当等に対する課税方法及び税率
- ① 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額
- ③ 出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額
- (4) 自己資本比率及び自己資本利益率
- ⑤ 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合は、当該資産に関する次の事項
  - (a) 資産の種類ごとの数量及び金額
  - (b) (a) の金額の評価方法
  - (c) (a) の金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合
- (b) 出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の使 途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針
- ① 出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割
- ® 出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を

#### 行う者の氏名又は名称

#### ロ)契約締結時の電磁的交付

当社は、お客様との間で本契約を締結する時に、下記事項を、書面によらず電磁的方法 により交付致します。

- (1) 当社の商号、名称又は氏名
- (2) 当社の営業所又は事務所の名称
- (3) 本契約の概要
- (4) 本契約の成立の年月日
- (5) 本契約の手数料等に関する事項
- (6) お客様の氏名又は名称
- (7) お客様が当社に連絡する方法
- (8) 自己又は委託の別
- (9) 売付け等又は買付け等の別
- (10)取引の対象となる金融商品
- (11) 約定数量 (匿名組合契約に基づく権利の個数)
- (12) 単価
- (13)取引の種類
- (14)取引の内容を的確に示すために必要な事項

### ハ)取引残高報告書の電磁的交付

当社は、お客様との本契約が成立し、又は有価証券(みなし有価証券を含みます。以下同じ)若しくは金銭の受渡しを行った場合、下記事項を、書面によらず電磁的方法により交付致します。

- (1) 契約が成立し、又は有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合にその都度、取引 残高報告書の交付を受けるようお客様からご請求があり、受渡しが終了している場 合
  - ① お客様の氏名又は名称
  - ② 匿名組合契約に基づく権利の付与年月日
  - ③ お客様が選択した各匿名組合の開始時期、貸付利率、返済期間等の投資条件の 組み合わせにより構成される投資条件、各匿名組合の名称その他各匿名組合を 特定する情報
  - ④ お客様に付与した匿名組合契約に基づく権利の持分数及び未使用現金の総残高
  - ⑤ お客様に付与した匿名組合契約に基づく当該権利の持分数及び未使用元気の残 高
  - ⑥ 各貸付の実行又は金銭の受渡しが終了している旨
- (2) お客様が上記(1)の交付方法をお選びでない場合
  - ① お客様が選択した各匿名組合契約の成立年月日
  - ② 匿名組合契約に基づく権利の付与年月日
  - ③ お客様が取得する権利が商法第535条に規定される匿名組合契約に基づく権利である旨

- ④ お客様が選択した各匿名組合の開始時期、貸付利率、返済期間等の投資条件の 組み合わせにより構成される投資条件、各匿名組合の名称その他各匿名組合を 特定する情報、持分数、出資金一口の金額、当社の営業者報酬等
- ⑤ 現金取引の旨
- (3) 報告対象期間にお客様に付与した匿名組合契約に基づく権利の各付与年月日、各匿 名組合の投資条件、持分数、持分の総額
- (4) 報告対象期間にお客様にご返還した各出資金又はお支払した各配当又は遅延損害金 の支払い年月日及びその金額
- (5) 報告対象期間末日における匿名組合契約に基づく権利の持分数及び未使用現金の残 高

#### 第2 電磁的方法による交付の方法

イ) 当社が行う電磁的方法による交付は、書面での交付(郵送)に代えて、本サイト上において電磁的方法(注)で交付し閲覧できる方法により行います。

(交付)

当社本サイト上の認証ページ(お客様により入力されたユーザーID及びパスワードが、あらかじめ登録されたものと一致することでアクセスが許可されたページ(以下、「ログイン処理」といいます。))及び当社本サイト上の非認証ページに書面を記録し、お客様の閲覧に供する方法により行います。

#### (交付確認)

本サイト上のログイン処理された認証ページ及び非認証ページにおいて、お客様が当該書面を閲覧した後、閲覧にかかる確認ボタンをクリックすることで、当社に承諾した旨を通知する方法により行います。

- (注)電子情報処理組織(当社の使用に係る電子計算機と、お客様の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
- ロ) 当社の電磁的方法による交付をご利用いただくには、当社が推奨するインターネットブラウザ及びPDFファイル閲覧ソフトを通じて電子交付がなされます。
  - ※電磁的方法による交付をご利用いただいている場合でも、当該電磁的方法に係る法令の変更や監督官庁の指示、又その他必要な状況が発生した際には、電磁的方法による交付に代えて、既に電磁的方法により交付した書面も含めて、紙(郵送)による交付を行うことがあります。尚、通信回路、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。
- ハ)当社は、電磁的方法による交付の内容について、電磁的方法による交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社WEBサイト上に掲載、或いは電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法による交付の内容を変更することができるものとします。

## 第3 電磁的方法による交付に対する同意

お客様は、上記第1の各記載事項を、書面の交付によらず、上記第2の電磁的方法により 交付を受けることについて同意することと致します。